

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人

宇城市社会福祉協議会

目 次

1	基本方針	2
2	重点目標	3
3	事業計画	3
(1)	社協経営基盤の強化	3
(2)	ニーズの把握と地域福祉の推進	4
(3)	高齢者福祉の推進	5
(4)	障がい者福祉の推進	6
(5)	児童・ひとり親福祉の推進	6
(6)	ボランティア活動の充実	6
(7)	福祉教育と啓発促進	7
(8)	在宅福祉の推進	8
(9)	地域包括支援センター事業	9

令和5年度社会福祉法人宇城市社会福祉協議会事業計画

1 基本方針

今日の少子・高齢化の進展や家族機能の低下などの社会情勢に加え、コロナ禍も相まって地域住民のつながりの希薄化がより一層深刻化する中で、社会的孤立や経済的困窮、虐待やいじめ、介護や子育てに対する不安など、多様化・複雑化している様々な地域生活課題が生じており、その対応が求められています。

このような中、誰もが地域社会の一員として、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的サービスの充実とともに、住民自身が地域生活課題を『我が事』として捉え、人と人が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで『人と人がつながり、ともに支えあう地域』を目指します。

法人運営においては、これからの組織の進むべき方向を役職員が十分協議し、「社協発展・強化計画」の策定等、自らの経営理念を定め、将来ビジョンの検討など具体的な戦略をもって経営を行う必要があります。地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図ります。

また、採用・配置、能力開発・育成、処遇、評価（人事考課）からなる人事管理制度の一体的な運営をめざしつつ、適切な労務管理を実施し、全ての職員が働きやすい環境を整えるとともに、継続的・安定的に事業が継続できるよう、効果的で効率的な経営を目指します。

福祉推進部門では、地域住民や地域のあらゆる団体・組織と協働して地域生活課題を把握し、その解決や地域づくりに向けた取り組みを計画的・総合的に推進していくとともに、福祉教育・ボランティア活動を通じた地域住民の主体形成、地域組織・関係者の協働を図ります。

総合相談センターでは、「断らない」相談を念頭に、地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、相談者自身による問題解決を継続的に支援します。既存の制度やサービスにつなげるだけでなく、地域住民による地域福祉活動等のインフォーマルな社会資源を活用します。また、サービスや支援に拒否的、引きこもり状態にある等、見えづらい課題を抱える人が増加する中で、相談窓口で待つだけでなく、他機関と連携し、積極的にアウトリーチを進め、支援を必要とする人の掘り起こしに取り組みます。

地域包括支援センター（以下、「包括」という。）は、高齢者等が住み慣れた地域で、自分らしく安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み）の推進を図るといった基本的な機能を果たすとともに、包括の必須事業については自立支援・重度化防止を念頭に置いた取り組みを実施いたします。

また、包括的支援事業（社会保障充実分）の取り組みを通じ、宇城市の特性に対応した地域包括ケアシステムの構築を更に推進してまいります。

2 重点目標

この基本方針を達成するために、次の項目について特に重点目標として取り組みます。

- (1) 職員の資質向上と組織力・財政及び活動基盤の強化
- (2) 地域福祉活動の強化と地域生活課題の解決に向けた支援
- (3) 重層的支援体制整備事業実施に向けた準備・調査
- (4) 相談支援体制の強化（伴走型支援の充実及び断らない相談支援の充実）
- (5) 多職種連携による地域包括ケアシステムの構築

3 事業計画

(1) 社協経営基盤の強化

社会福祉事業の担い手としてふさわしい職員の資質向上と適材適所の配置を行うことで、組織力の向上を図ります。

また、組織の透明性と中立性、公正さの確保のため、情報公開や説明責任を果たし、継続的・安定的に事業が継続できるよう、社協会費や寄付金等の自主財源の確保に努め、自立した経営を目指します。

事業内容	対象者・実施日・財源
① 会員制度の啓発と加入促進 行政区長を通じて市民への会員制度の周知を継続するとともに、社協のPRと賛助会員募集のため全職員による企業への訪問募集等を実施することにより、自主財源確保の維持と向上を目指す。	・市内全世帯並びに企業団体 ・7月～3月
② 宇城市共同募金委員会の活動 行政区長を通じての戸別募金を中心とし、併せて各種募金活動を通して、共同募金の趣旨を広く市民へ啓発し、推進を図る。また募金の使途等の周知を継続して行うと共に被災者への見舞金配付等の事業を実施する。	・市内全世帯並びに福祉施設等関係団体 ・10月～3月
③ 安定的公費助成についての協議 事業内容等の検討を行うとともに職員管理計画作成に取り組み、交付金、補助金、受託金等の公費助成を受けて運営費（人件費）に係る財源確保を図る。市関係部署等との協議を重ね、今後の方向性を見出す。	・国、県、市 ・年度
④ 事務局組織の機能的な構成・配置 適材適所の配置と効果的な人事異動による組織力の強化を図る。多種多様な相談や課題に対応するため、専門職を積極的に採用し組織内の専門性を高めることにより、特性が発揮できる組織の構成を目指す。また、人事評価制度に取り組み組織力の向上を図る。	・職員 ・通年
⑤ 職員の資質向上 外部研修会への職員の参加、及び内部研修の実施を計画し、意識や知識等の向上を図る。（人権研修については毎年1回実施） また、職員に対して助成・援助を行い、職員の資格取得や自己研鑽を促す。	・職員 ・通年

<p>⑥ 経営基盤の強化</p> <p>経営理念や具体的な経営戦略を明確にするため「社協発展・強化計画」の策定など将来を見据えた検討に着手する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員 ・通年
<p>⑦ 会務の運営</p> <p>法令に準拠した法人運営のため、法人の業務執行の決定等の諮る機関として、適切な時期に理事会・評議員会を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理事、監事 ・評議員 ・評議員選任・解任委員 ・6月、3月、随時
<p>⑧ 日赤宇城市地区事務業務</p> <p>行政区長を通じて市民への日赤会員制度の周知を継続する。事務業務として制度に沿った会費の管理・送金、会員台帳の整備を行う。また、被災者への救援物資配付などの事業を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全世帯 ・5月、随時
<p>⑨ 情報の積極的な開示</p> <p>社会福祉法人の財務諸表等開示及びホームページや広報紙を活用し、周知を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等 ・通年
<p>⑩ 施設指定管理</p> <p>利用者への丁寧な対応とコロナウイルス感染予防等の安全対策に努め、利用者に必要な情報提供を行うとともに相談に応じ、利用促進を図る。また事前の協議を関係部署等と十分に行い、必要な対応策を検討する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、市民等 ・通年 ・指定管理費

(2) ニーズの把握と地域福祉の推進

地区福祉会等における福祉座談会などを通して、地域に潜在しているニーズや課題等を明らかにし、解決に向けての協議を、互助・共助の視点で住民と共に考え、活動につながるよう支援を行います。また、人と人がつながりともに支え合う地域にするために、地域福祉活動の根幹となる地区福祉会の推進を事業の大きな柱として据え、今年度も引き続き推進していきます。

事業内容	対象者・実施日・財源
<p>① 避難行動要支援者システム事業</p> <p>避難行動要支援者等を把握し台帳を整備することにより、地域見守りネットワークや災害時の避難体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者、障がい者等 ・通年 ・市受託金
<p>② 校区・地区福祉会推進事業</p> <p>地域において、ふれあいいきいきサロンや見守り活動を行うことで、介護予防や地域連帯意識の高揚を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、行政区 ・通年 ・会費、市受託金他
<p>③ 福祉座談会の開催</p> <p>防犯防災見守りマップの作成及び地区福祉会づくりや社会参加活動の啓発、ニーズ把握の機会として福祉座談会を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民 ・随時 ・市受託金
<p>④ 宇城市地域福祉計画・地域福祉活動計画</p> <p>市民と行政・社協が協働して地域福祉を推進する。計画に基づき市民部会を継続開催し、第3期計画の進行管理に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民 ・通年 ・市受託金、寄附金

<p>⑤ 福祉団体活動促進事業</p> <p>団体の活動促進と福祉活動の推進役を担っている各種福祉団体を対象に育成と助成を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体 ・年度助成 ・共同募金・寄附金他
--	--

(3) 高齢者福祉の推進

介護予防対策として高齢者が介護を必要とするような状態にならないよう、健康の維持と向上を図るため、介護予防普及啓発事業や趣味教室を通して、地域参画の拡充に努めます。

併せて、住民同士の支え合い活動による生活支援を行う、安心生活サポート事業の利用促進に努めます。

事業内容	対象者・実施日・財源
<p>① 介護予防普及啓発事業（介護予防サポーター事業、地域巡回型介護予防教室、いきいき百歳体操、男性のボディーメイク講座、介護予防把握事業）</p> <p>認知症予防や筋力アップのための運動を行うことで健康維持向上、健康寿命の延伸を目的に、介護予防サポーター派遣や養成事業等を行う。巡回型介護予防教室を開催し、運動の習慣化と介護予防の知識普及を広く行う。さらに、いきいき百歳体操や男性のボディーメイク講座等を通して更なる介護予防普及を行う。</p> <p>また、閉じこもりや生活機能・運動機能の低下した高齢者等の情報を収集把握し、適切な介護予防事業等へつなげる介護予防把握事業を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般高齢者、要支援認定者及び総合事業対象者 ・通年 ・市受託金
<p>② 一日給食サービス事業</p> <p>配食活動を通して、一人暮らし高齢者の見守り強化及び関係団体の協力体制を確立し「地域の福祉力」の向上を図り、高齢者支援体制の充実につなげる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者 ・年1回 ・共同募金
<p>③ 安心生活サポート事業</p> <p>協力会員を養成し、日常生活の困りごとを支援することで、地域で在宅生活を継続することを支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者等 ・通年 ・市受託金他
<p>④ 生活支援体制整備事業</p> <p>日常生活において、支援が必要な高齢者等が、住み慣れた地域で生きがいをもって在宅生活が継続できるように「介護予防」「社会参加」を重視しながら、住民が主体となって取り組む助け合い活動の推進を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民 ・通年 ・市受託金
<p>⑤ 健康マージャン教室</p> <p>耳・目・口と指先を使って健康マージャンを行い、健康維持、介護予防、認知症予防を図る。併せて、参加者同士の親睦と交流を深め、孤立の防止と生きがいづくりに寄与する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般高齢者 ・通年 ・共同募金
<p>⑥ シニアのスマートフォン教室</p> <p>電子媒体の活用が多い中で、携帯電話の普及率は大多数を占めており、スマートフォンの活用には大きな期待が寄せられている。家族間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般高齢者 ・通年 ・共同募金

のコミュニケーションツールや災害時の情報収集、電子決済等の生活支援及び社会参加に役立てる手段として推進する。	
--	--

(4) 障がい者福祉の推進

障がいのある人が地域において自分らしく生活ができるような環境整備し、地域の一員として共に生きる社会づくりをめざします。

事業内容	対象者・実施日・財源
① 障がい者福祉スポーツ大会 障がい者相互の親睦と融和を図り、自立と社会参加を促進する。	・ 障害者手帳保持者 ・ 10月 ・ 共同募金
② 福祉用具貸出事業 在宅生活に支障のある人に福祉用具を貸し出すことにより、在宅生活を支援し在宅福祉の増進を図る。	・ 在宅要援護者 ・ 随時 ・ 共同募金
③ 当事者組織の支援 身障協等の当事者の親睦や情報交換の場として支援する。	・ 市身障協等 ・ 随時

(5) 児童・ひとり親福祉の推進

子どもが育つ地域社会づくりに向け、文化芸術体験を通じて情操を高めるとともに、子育て支援や親子のふれあいと幼児・児童の健全な育成を図ります。

事業内容	対象者・実施日・財源
① 子ども劇場 文化芸術体験を通して、子育て支援と親子のふれあい、児童の健全育成を図る。	・ 就学前児童世帯 ・ 12月 ・ 共同募金
② ひとり親世帯交流事業 ひとり親世帯の交流と社会参加を促進し、子どもの健全な育成を図る。	・ ひとり親世帯 ・ 3月 ・ 共同募金

(6) ボランティア活動の充実

住み慣れた地域で安心して生活することができる地域社会の構築のため、ボランティア活動はとても重要です。誰もが主体的にボランティア活動を行うためには、ボランティアの育成・支援に努めます。

事業内容	対象者・実施日・財源
① ボランティアセンター事業 ボランティア活動に関する理解と関心を深め、ボランティアの育成とボランティア活動を推進する。 (ボランティアの需給調整、ボランティア連絡協議会の運営支援、ボランティア養成講座[講演会、傾聴]の開催、劇団うきうき活動の支援)	・ 市民、ボランティア ・ 通年 ・ 共同募金
② ボランティアポイント制度 ボランティア活動を記録化することで活動回数を把握し、活動ポイ	・ ボランティア連絡協議会

ントの還元により地域貢献や生きがいづくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通年 ・ 共同募金
③ 災害ボランティアセンター事業 熊本地震や豪雨による発災の教訓をもとに、災害ボランティア養成講座を開催し、災害についての講話や炊き出し訓練を通して、ボランティアの人材育成と活動への参加意識の啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民及びボランティア連絡協議会 ・ 共同募金

(7) 福祉教育と啓発促進

市民自身が地域の様々な課題に気づき、その解決に向けて主体的に取り組む意識を形成するには、地域の福祉力を向上する必要があります。そのためには、福祉情報の提供、体験学習等を実施することにより、福祉への理解と認識を高め、地域リーダーの育成を推進します。

また、市内全小・中・高の学校をボランティア協力校に指定し、社会福祉に関する学習や体験活動を通してボランティア精神と社会連帯の精神を養い、ボランティア活動の啓発を図ります。

事業内容	対象者・実施日・財源
① 広報紙の発行 社協活動及び福祉事業の普及・啓発・募集等を定期的に市民へ伝える。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内全世帯 ・ 毎月 1 日発行 ・ 寄附金、共同募金他
② ホームページの公開 社協活動及び福祉事業の情報を迅速に公開し、普及・啓発・募集等の情報を市民へ伝える。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民 ・ 通年 ・ 共同募金
③ 地区福祉会リーダー研修会 地区福祉会の役員やリーダーを対象に先駆的地域福祉活動講演等の研修会を開催する。福祉に関する意識づくりと人材育成を図り地域の問題・課題について解決の糸口を見出す機会となり、地区福祉会の充実と活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区福祉会 ・ 9 月 ・ 共同募金
④ 児童・生徒のボランティア活動普及事業 小・中・高の学校をボランティア協力校に指定し、児童・生徒の福祉への理解と関心を高め、社会福祉に関する学習や体験活動等を通して、ボランティア精神と社会連帯の精神を養うとともに、家庭及び地域社会へのボランティア活動の啓発を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内小中高校 19 校 ・ 年度指定 ・ 共同募金
⑤ ワークキャンプ事業 福祉施設や地区福祉会等での交流体験を通して、社会福祉の理解と関心を高め、ボランティア活動のきっかけづくりを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内小中高校の児童生徒 ・ 通年 ・ 共同募金
⑥ 福祉出前講座 学校や地区福祉会等を対象に、福祉体験（高齢者疑似体験、車いす体験等）の学習会を開催することで、福祉やボランティア活動への関心を高める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、地区福祉会等 ・ 随時 ・ 共同募金
⑦ 福祉まつり（新規事業） 市内の福祉団体やボランティアグループの活動の場、世代や障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民 ・ 福祉団体

<p>を超えて参加できる場として福祉まつりを開催する。</p> <p>市民に地域福祉活動・社協の取り組み等に触れる機会を提供し、市民の福祉に関する理解や認識を深める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア連絡協議会 ・10月 ・寄附金、共同募金他
---	--

(7) 在宅福祉の推進

ワンストップ相談窓口として総合相談センターを設置し、制度の狭間や課題が複雑化・複合化したケースも支援会議等を活用し多機関と連携しながら一体的に支援を行います。

事業内容	対象者・実施日・財源
<p>① 地域福祉権利擁護事業</p> <p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づいて、金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が低下している人 ・通年 ・市受託金他
<p>② 法人成年後見人等受任事業</p> <p>意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人等になることにより、本人が安心して日常生活を送ることができるよう支援する。</p> <p>成年後見制度利用促進のため、中核機関として相談窓口の設置し周知を行う。制度の利用を希望する本人や家族等の相談支援を行う。権利擁護の地域ネットワークを構築していくために、市を中心とした成年後見支援センターとして協力を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症などで判断能力が不十分な人 ・通年 ・市受託金他
<p>③ 生活福祉資金貸付事業</p> <p>低所得者等への資金貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図る。</p> <p>令和5年度開始の特例貸付に係る債権管理業務（相談支援及び償還支援）により、借受人へのフォローアップを行う。また、必要に応じて生活自立支援センター等の関係機関と連携を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者等 ・随時 ・県社協受託金
<p>④ 生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>主任相談員、相談員を配置し、生活困窮者から相談を受け付け、本人の課題を整理・分析を行い、ニーズを把握する。ニーズに応じて、就労支援、家計支援、学習支援、住まい支援などを複合的に組み合わせた支援を提供し、自立を促す。また、関係機関とネットワークを構築し、他制度や社会資源を活用しながら、本人の状態像に適した支援を行う。</p> <p>家計改善支援事業については、家計支援員を配置することにより、家計の見える化を図り、支払い計画の作成や家計に関する助言により経済的困窮からの脱却、債務や滞納の解消を目指す。</p> <p>ひきこもり状態にある者などを支援するため、アウトリーチ支援員を配置し、本人の社会参加に向けて積極的な訪問活動や同行支援を行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者 ・通年 ・市受託金

<p>うことで、信頼関係を構築し自立までの一貫した支援を実施する。</p> <p>令和5年度より特例貸付償還が開始されるため、相談員を加配し相談支援の機能強化を図り、住居確保給付金や他制度等へ迅速な支援強化を行う。</p>	
<p>⑤ 重層的支援体制整備移行準備事業（新規事業）</p> <p>地域共生社会の実現に向け、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮の分野を超えた複合的な生活課題を抱える世帯に対し、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に提供できるように、包括的な支援体制の構築の準備を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活課題を抱えるすべての地域住民 ・ 通年 ・ 市受託金
<p>⑥ 総合相談センター事業</p> <p>前述の①～⑤の事業を実施する総合的な相談センターとして、市民からの相談をワンストップで対応する。また、相談を受けたのち、当センターでの対応が困難であり、より専門的な対応が必要な場合には、市生活自立支援会議や関係機関と連携し情報の共有や役割を分担し、寄り添った支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民 ・ 通年
<p>⑦ 地域コミュニティ形成支援事業</p> <p>復興住宅における新たなコミュニティづくりの支援を目的に住宅内外の住民同士の交流機会を提供する。また、交流機会を通じて地域社会への参加促進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、行政区 ・ 通年 ・ 市受託金
<p>⑧ 福祉法律相談事業</p> <p>法律相談日を設けて、弁護士による適切な助言・指導を行い、問題解決や安心して生活できる環境の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民 ・ 月1回 ・ 共同募金

（8）地域包括支援センター事業

地域包括支援センター（以下、「包括」という。）は、高齢者等からの総合相談や権利擁護をはじめ、介護予防ケアマネジメント、医療介護の連携、生活支援等、地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み）における中核機関を担っており、今後さらに運営基盤の充実・強化を図っていきます。

また、第8期宇城市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づいて各事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定を図るとともに、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

事業内容	対象者・実施日・財源
<p>① 総合相談支援業務</p> <p>高齢者やその家族などから様々な相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度につなぎ、継続的に支援する。相談に対しては、迅速な対応を心がけ、できるだけ早く心配ごとや不安の解消を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者やその家族 ・ 通年 ・ 市受託金
<p>② 権利擁護業務</p> <p>地域住民の生命及び財産、高齢者の尊厳を保持するために、関係機関、団体等と連携し、また、成年後見制度や各種制度を活用しな</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、関係機関 ・ 通年 ・ 市受託金

<p>がら権利を守る取り組みを行う。</p>	
<p>③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務 介護支援専門員の日常的個別指導、支援困難事例等への指導・助言を行う。また、介護保険サービス従事者連絡協議会や市内事業所の主任介護支援専門員を通してネットワークづくりと介護支援専門員等の実践力向上支援、自立支援型ケアマネジメントの趣旨に沿った住民支援など、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援事業所等 ・ 通年 ・ 市受託金
<p>④ 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント） 要支援認定者、また総合事業対象者のうち特に必要と判断された方に対し、介護予防および自立支援を目的として、その心身の状況等に応じて、介護予防プランを作成し、プランの内容に基づき介護予防事業のサービスに加え、住民主体の支援等も含めた多様なサービスを制度の対象として支援する。『介護予防・日常生活支援総合事業』の施行により、要支援者と総合事業対象者に対して切れ目なく対応することで介護予防を効果的に進められるよう支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援1・2認定者及び総合事業対象者 ・ 通年 ・ 介護報酬
<p>⑤ 在宅医療・介護連携推進事業 医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域、自宅（わが家）で必要な医療サービスや介護サービスを切れ目なく受けられることができるよう、医療・介護関係者の連携を推進する。また、医療・介護関係者による会議実施や、連携マニュアルの作成・配布や多職種連携についての研修を実施し、顔の見える関係づくりを推進する。サロン等での出前講座やホームページ、広報紙等を活用し市民への啓発を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療従事者、介護保険サービス事業所等 ・ 通年 ・ 市受託金
<p>⑥ 認知症総合支援事業 認知症になっても安心して暮らせる地域（まち）づくりを目標に、宇城市認知症を考える会と連携し認知症に関する事業を展開する。認知症サポーター養成講座や認知症市民フォーラム等の開催により、市民への啓発に努めると共に、本人や家族が正しい対応ができるよう認知症ケアパスや、本人が認知症と向き合う機会をつくるための本人向けケアパスを整備・活用する。認知症の方をはじめとする高齢者の見守りネットワークの拡充や徘徊リスク者の登録事業の開始により熊本県警との連携を図ると共に、行方不明者が早期発見できる仕組みづくりを検討していく。また、「認知症カフェ」の設置や「介護者のつどい」開催等、認知症の人の家族に対する支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者及び家族等、医療・介護関係者、民生委員、地域住民 ・ 通年 ・ 市受託金
<p>⑦ 地域ケア会議推進事業 地域包括ケアシステムの確立に向け、地域住民や多職種参加による地域ケア会議を開催する。個別会議は、高齢者の課題解決を図るとともに介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント能力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健医療福祉等関係者 ・ 個別会議（月1回、随時） ・ 圏域会議（年1回）

<p>の向上、ネットワークの構築を目的に開催する。また個別ケースでの課題分析等を積み重ね、明らかになった地域課題を多職種連携による圏域会議の開催により、地域課題の把握や社会資源の構築に向けた共有を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市受託金
<p>⑧ 地域型脳いきいき教室及びサポーター管理</p> <p>高齢者が認知症を理解し、介護予防により組むことができるよう地域型脳いきいき教室を実施・支援する。また、運営のための支援やサポーターの調整を行う。さらに、認知症予防教室等とも関係機関と連携しながら、リスクのある方の早期発見・早期対応に努め、認知症の予防及び進行の防止に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、関係機関・団体 ・通年 ・市受託金